

平成29年6月1日

兵庫県建築健康保険組合 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成されるとともに、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年6月1日～平成31年5月31日までの2年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標2：育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間の実施

・育児休業制度 子が3歳になるまで休業可能

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標3：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標4：育児短時間勤務制度の実施

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標5：子の看護休暇の実施

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標6：育児のための所定外労働、時間外労働、深夜業の制限

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標7：育児休業等に関するハラスメントの防止

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標8：年次有給休暇の取得促進の実施

<対策>

・平成29年6月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。